明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○少年法等の一部を改正する法律（四七）　八
○住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（四八）　一四
○良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（四九）　一九
○子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（五〇）　三〇

〔政　令〕
○著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一五八）　三〇
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五九）　三一
○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六〇）　三一
○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇一）　三一

〔省　令〕

〔告　示〕
○火災により発生した煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（国土交通四七四）　三三
○火災により発生した煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（同四七五）　三五
○火災により発生した煙又はガスの高さに基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（同四七六）　八〇
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十六号の一部を改正する件（同四七七）　一二三

本号で公布された法令のあらまし

◇少年法等の一部を改正する法律（法律第四七号）

（法務省）

一　少年法の一部改正関係

1　特定少年の保護事件の特例

㈠　検察官への送致についての特例

(1)　家庭裁判所は、特定少年（一八歳以上の少年をいう。以下同じ。）に係る事件については、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならないこととした。（第六二条第一項関係）

(2)　(1)の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、(1)の決定をしなければならないものとし、ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでないこととした。（第六二条第二項関係）

イ　故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき一六歳以上の少年に係るもの

ロ　死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（イに該当するものを除く。）

㈡　保護処分についての特例

(1)　家庭裁判所は、不処分等の決定をする場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもって、次のイからハまでに掲げる保護処分のいずれかをしなければならないものとし、ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、イの保護処分に限り、これをすることができることとした。（第六四条第一項関係）

イ　六月の保護観察所の保護観察に付すること。

ロ　二年の保護観察所の保護観察に付すること。

ハ　少年院に送致すること。

(2)　(1)ロの保護観察においては、(4)に規定する場合に、(4)の決定により少年院に収容することができるものとし、家庭裁判所は、(1)ロの保護処分をするときは、その決定と同時に、一年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して(4)の決定により少年院に収容することができる期間を定めなければならないこととした。（第六四条第二項関係）

(3)　家庭裁判所は、(1)ハの保護処分をするときは、その決定と同時に、三年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して少年院に収容する期間を定めなければならないこととした。（第六四条第三項関係）

(4)　家庭裁判所は、審判の結果、(1)ロの保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、これを少年院に収容する旨の決定をしなければならないものとし、ただし、(4)の決定により既に少年院に収容した期間が通算して(2)の規定により定められた期間に達しているときは、この限りでないこととした。（第六六条第一項関係）